

第35期横浜市児童福祉審議会 第5回保育所等における虐待担当部会

日時：令和8年7月22日（水）18:30～

場所：市役所18階 みなと6・7会議室

議事次第

- 1 開会
- 2 神奈川県による保育所や幼稚園等における虐待通報事案の件数公表について【報告・公開案件】
- 3 虐待通報事案の状況及び対応について【報告・非公開案件】
 - （1）虐待該当事案の報告
 - （2）虐待非該当事案の報告
- 4 市内認可保育所におけるいじめ事案に対する検証について【報告・非公開案件】
- 5 その他
- 6 閉会

横浜市児童福祉審議会 保育所等における虐待担当部会 委員名簿

< 第35期横浜市児童福祉審議会 保育所等における虐待担当部会 >

(敬称略・50音順)

	所 属 ・ 役 職 等	氏 名
1	千葉大学 名誉教授 千葉敬愛短期大学 名誉教授	あかし よういち 明石 要一
2	大妻女子大学家政学部児童学科 教授	いしい あきひと 石井 章仁
3	公益財団法人かわさき市民活動センター コミュニティ事業推進課 課長	いわほり まこと 岩堀 誠
4	神奈川県弁護士会所属弁護士	おおかわ ひろゆき 大川 宏之
5	社会福祉法人尚栄福社会 理事長 すこやか諏訪保育園 園長	おくむら なおぞう 奥村 尚三
6	神奈川県立こども医療センター地域保健推進部長 総合診療部長	たのうえ こうじ 田上 幸治

第 35 期横浜市児童福祉審議会 第 5 回保育所等における虐待担当部会

事務局出席者名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
部長	企画部長	久保田 淳
	青少年部長	白石 重紀子
	保育・教育部長	渡辺 将
	保育対策等担当部長	飯田 学
	こども福祉保健部担当部長	安達 恒介
課長	監査課長	岡崎 有希
	放課後児童育成課長	河原 大
	保育・教育支援課長	岡本 今日子
	保育・教育運営課 担当課長	菊池 潤
係長	監査課 担当係長	松本 慶子
	放課後児童育成課 担当係長	岡部 裕希
	保育・教育支援課 事業調整係長	永田 恵
	保育・教育支援課 市立保育所係長	中村 綾子
	保育・教育運営課 担当係長	町田 健太郎

様式1 令和7年度 保育所や幼稚園等における虐待通報事案集計

(令和8年3月31日現在)

1 虐待通報案件の状況

通報件数*	令和7年度 要対応件数 (A+B)		虐待該当	非該当	判断不可	備考	
	前年度以前 継続件数 (A)	令和7年度 新規件数 (B)					
62件	41件	- 件	41件	4 件	28件	0件	要対応件数のうち9件は事実確認を継続中である。

※監査等で所管行政庁が自ら虐待等の疑いを把握したものも含む。

2 虐待の状況

ア 施設等の種別

保育所	幼稚園	特別支援 学校幼稚園部	認定 こども園
3 件	0 件	0 件	0件

※幼稚園、特別支援学校幼稚園部については、県で集計します。

小規模 保育事業	家庭的 保育事業	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業	一時預かり 事業	病児保育 事業	乳児等通園 支援事業
1 件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

放課後児童 健全育成事業	児童館	児童育成支援 拠点事業	子育て短期 支援事業	認可外 保育施設
0 件	0件	0件	0件	0件

※放課後児童健全育成事業については県所管課で依頼・集計します。

イ 虐待の類型

*1

身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
2 件	0件	1 件	2 件

ウ こどもの性別

*2

男子	女子
4 件	1 件

エ こどもの年齢層

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1 件	0件	2 件	1 件	1 件	0件
小学生	中学生以上				
0件	0件				

オ 虐待を行った職員等の職種

*3

管理者* ^{1,2}	保育士* ²	幼稚園教諭* ²	保育教諭* ²			
0件	4 件	0件	0件			
放課後児童 支援員* ²	児童厚生員* ²	児童指導員* ²	子育て 支援員* ²	調理員・ 栄養教諭* ²	医師* ²	看護師・ 養護教諭* ²
0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
保育補助者* ² * ³	事務員* ²	用務員* ²	送迎バス等の 運転手* ²	その他職員	不明	
0件	0件	0件	0件	0件	0件	

*1 施設長・園長・管理者・副園長・教頭等、施設・事業所全体の管理者（補佐を含む）を指す。

*2 その他の職種（保育士等）を兼ねている場合も主に従事する職種の一つを計上。

*3 児童等と日常的に接触することが想定される保育士の業務を補助する者を指す。

3 都道府県または市町村が講じた措置等

＊4

改善勧告（児童福祉法、認定こども園法）	0件
改善命令（児童福祉法、認定こども園法）	0件
事業停止(制限)命令（児童福祉法、認定こども園法）	0件
認可・認定取り消し（児童福祉法、認定こども園法）	0件
変更命令（学校教育法）	0件
閉鎖命令（学校教育法）	0件
その他の行政指導	4 件

補足

- ＊1 「1. 虐待案件の状況」の虐待該当4件のうち、1件で心理的虐待とネグレクト虐待の重複があった。
- ＊2 「1. 虐待案件の状況」の虐待該当4件のうち、1件で虐待を受けたこどもが複数名となっている。
- ＊3 「1. 虐待案件の状況」の虐待該当4件のうち、虐待を行った職員等が複数名の事案はなかった。
- ＊4 調査の結果、虐待と認められなかった事案についても、施設等に対する注意喚起、助言等を実施している案件は27件となっている。

用語の解説

改善勧告:法令等に定める基準に達しない運営をしている施設等の設置者に対し、必要な改善を勧告する行政指導。

改善命令:施設の設置者が改善勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められる場合に改善を命じる行政処分。

事業停止(制限)命令:児童の福祉のため必要があると認めるとき、児童福祉審議会等の意見を聴いたうえで、施設等の事業の停止(制限)を命じる行政処分。

認可・認定取り消し:行政の命令や処分に違反した施設等に対し、都道府県や市町村の認可・認定を取り消す行政処分。

変更命令:学校が設備や授業、その他の事項について、法令や自治体の規定に違反したときに、変更を命じる行政処分。

閉鎖命令:学校が法令の規定に故意に違反したり、自治体が法令に基づいて行った命令に違反したとき等に、学校の閉鎖を命じる行政処分。

その他の行政指導:上記の措置に至らない事案について行った文書指摘、口頭指摘、助言指導等。

様式1 令和7年度 保育所や幼稚園等における虐待通報事案集計

(令和8年3月31日現在)

※対象：放課後児童健全育成事業

1 虐待通報事案の状況

通報件数*	令和7年度 要対応件数 (A+B)	前年度以前 継続件数 (A)	令和7年度 新規件数 (B)	虐待該当	非該当	判断不可	備考
4件	4件	0件	4件	1件	3件	0件	

※監査等で所管行政が自ら虐待等の疑いを把握したものも含む。

2 虐待の状況

ア 施設等の種別

保育所	幼稚園	特別支援 学校幼稚園	認定 こども園
0 件	0 件	0 件	0 件

小規模 保育事業	家庭的 保育事業	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業	一時預かり 事業	病児保育 事業	乳児等通園 支援事業
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

放課後児童 健全育成事業	児童館	児童育成支援 拠点事業	子育て短期 支援事業	認可外 保育施設
1 件	0 件	0 件	0 件	0 件

イ 虐待の類型

*1

身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
1件	0件	0件	0件

ウ こどもの性別

*2

男子	女子
1件	0件

エ こどもの年齢層

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
小学生	中学生以上				
1 件	0 件				

オ 虐待を行った職員等の職種

*3

管理者* ^{1,2}	保育士* ²	幼稚園教諭* ²	保育教諭* ²			
0件	0名	0名	0名			
放課後児童 支援員* ²	児童厚生員* ²	児童指導員* ²	子育て 支援員* ²	調理員・ 栄養教諭* ²	医師* ²	看護師・ 養護教諭* ²
0件	0名	0名	0名	0名	0名	0名
保育補助者* ²	事務員* ²	用務員* ²	送迎バス等の 運転手* ²	その他職員	不明	
0名	0件	0件	1件	0件	0件	

*1施設長・園長・管理者・副園長・教頭等、施設・事業所全体の管理者（補佐を含む）を指す。

*2その他の職種（保育士等）を兼ねている場合も主に従事する職種の一つを計上。

*3 児童等と日常的に接触することが想定される保育士の業務を補助する者を指す。

3 都道府県または市町村が講じた措置等

*4

改善勧告（児童福祉法、認定こども園法）	0 件
改善命令（児童福祉法、認定こども園法）	0 件
事業停止(制限)命令（児童福祉法、認定こども園法）	0 件
認可・認定取り消し（児童福祉法、認定こども園法）	0 件
変更命令（学校教育法）	0 件
閉鎖命令（学校教育法）	0 件
その他の行政指導	4 件

補足

*1 「1. 虐待案件の状況」の虐待該当 1 件のうち、虐待の類型の重複はなかった。

*2 「1. 虐待案件の状況」の虐待該当 1 件のうち、虐待を受けた子どもが複数名の事案はなかった。

*3 「1. 虐待案件の状況」の虐待該当 1 件のうち、虐待を行った職員等が複数名の事案はなかった。

*4 調査の結果、虐待と認められなかった事案についても、施設等に対する注意喚起、助言を実施している案件は 3 件となっている。

用語の解説

改善勧告：法令等に定める基準に達しない運営をしている施設等の設置者に対し、必要な改善を勧告する行政指導。

改善命令：施設の設置者が改善勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められる場合に改善を命じる行政処分。

事業停止(制限)命令：児童の福祉のため必要があると認めるとき、児童福祉審議会等の意見を聴いたうえで、施設等の事業の停止(制限)を命じる行政処分。

認可・認定取り消し：行政の命令や処分に違反した施設等に対し、都道府県や市町村の認可・認定を取り消す行政処分。

変更命令：学校が設備や授業、その他の事項について、法令や自治体の規定に違反したときに、変更を命じる行政処分。

閉鎖命令：学校が法令の規定に故意に違反したり、自治体が法令に基づいて行った命令に違反したとき等に、学校の閉鎖を命じる行政処分。

その他の行政指導：上記の措置に至らない事案について行った文書指摘、口頭指摘、助言指導等。